

令和3・4年度 札幌市立中学校外国語指導助手派遣業務その1 仕様書

1 業務の目的

札幌市立中学校及び福移小学校に外国語指導助手（以下「ALT」という。）を派遣し、授業等において英語指導などを行うものである。

2 業務内容

- (1) 派遣先学校の担当教員の指示に基づく、ティーム・ティーチングの効果的な実施
- (2) (1)の実施に必要な担当教員との打合せ
- (3) 児童生徒が提出した課題等の添削指導
- (4) 外国語活動及び外国語（英語）教材・資料作成
- (5) 学校行事における児童生徒との交流
- (6) 給食（昼休みも含める）時間における児童生徒との交流
- (7) クラブ活動における児童との交流、英語指導（福移小学校のみ）
- (8) 課外活動における児童生徒との交流、英語指導
- (9) 英語スピーチコンテストや暗唱大会など、英語を活用した各種事業への参加者に対する英語指導（福移小学校はなし）
- (10) 英語教育に関する研究会及び研修会における英語指導
- (11) 効果的な英語指導に関する支援及び情報提供

3 ALTの資格等

ALTの資格等については、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 英語を母語とする者、または英語を公用語とする国の出身であって英語が堪能である者。ただし、前述と同程度の英語力を有する者も認める。
- (2) 日本の学校においてALTとして就労できる査証を取得していること。
- (3) 母国及び日本国内において犯罪歴が無く、学校教育に携わるのに適した者であること。
- (4) 日本の公立中学校のカリキュラム及び日本の公立小学校のカリキュラム（福移小学校に配置するALTのみ）を理解しているとともに、基本的な教授理論・技術を習得している者であること。
- (5) 英語圏の大学の学士号取得者または業務開始前までに学士号取得見込みの者であること。
- (6) 上記(2)、(5)について、それを客観的に証明できる書類等により受託者が業務開始前に確認できた者であること。
- (7) 英語の発音、リズム、イントネーションにおいて優秀であり、かつ現代の標準的な英語力を備えていること。また、文章力、文法力が優れていること。
- (8) 児童生徒との人間関係を良好に図れること。
- (9) 福移小学校に派遣するALTについては、日本語で日常会話程度のやり取りが可能な者であること。

4 業務履行場所

札幌市立中学校及び福移小学校（対象校及び派遣期間は「別紙1 令和3年度札幌市立中学校外国語指導助手派遣業務その1対象校」及び「別紙2 令和4年度札幌市立中学校外国語指導助手派遣業務その1対象校」のとおり）。ただし、各学校が札幌市内及び近郊で学校行事を実施する場合は、札幌市（以下「発注者」という。）により指定する場所とする。

なお、令和4年度分は、派遣方式が変更となる学校及び学級数の変更等に伴い対象校が若干変更となる場合がある。

5 遵守事項

労働者派遣を行う事業主（以下「受注者」という。）及びALTは、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 受注者は派遣契約の締結に際し、労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (2) 受注者はALTを派遣するにあたり、法令及び札幌市の定める条例、規則等に従うこと。
- (3) 受注者はALTを派遣するにあたり、(9)から(15)までに掲げる事項をALTに遵守させること。
- (4) 受注者は業務遂行に必要な研修を適宜実施する等、確実な業務の履行を図ること。
- (5) 受注者は綿密な連絡体制を整備し、確実な業務の履行を図ること。
- (6) 受注者は法令等に特別の定めがある場合を除くほか、業務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (7) 受注者は法令に基づき、社会保険等へALTを加入させること。
- (8) 受注者は法令に基づき、ALTの健康診断を行うこと。
- (9) ALTは法令及び札幌市の定める条例、規則等に従うこと。
- (10) ALTは職務を遂行するにあたり、指揮命令者の指揮命令に従うこと。
- (11) ALTは札幌市が管理する財産の保全と効率的使用に、十分な注意を払うこと。
- (12) ALTは秩序と品位の保持に努め業務を遂行すること。
- (13) ALTは発注者の信用を傷つけ、または発注者の不名誉となるような行為を行わないようにすること。
- (14) ALTは法令等に特別の定めがある場合を除くほか、業務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (15) ALTは業務遂行上、営利活動、宗教活動又は政治活動を行わないこと。

6 派遣元責任者

受注者は派遣元責任者を選出し、同派遣業務の円滑な履行に努めることとする。

7 派遣先責任者

派遣先の各学校長

8 指揮命令者

派遣業務に従事するALTに対する指揮命令者は、原則として派遣先学校の校長とする。ただし、教頭、学級担任又は英語科教員等が代わって指揮する場合がある。

9 履行期間等

- (1) 履行期間
令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- (2) 令和3年度派遣期間及び日数
令和3年4月19日から令和4年3月9日まで（最大175日）
- (3) 令和4年度派遣期間及び日数

令和4年4月18日から令和5年3月8日まで（最大175日）

10 業務履行日及び業務履行時間

- (1) 業務履行日は、原則として、札幌市立学校管理規則第36条及び37条で定める休業日を除く日とし、業務履行時間は、原則として、Ⅰ型の派遣校は午前8時30分から午後3時50分までとし、Ⅱ型の派遣校は午前8時30分から午後3時20分まで（休憩時間60分を含む）とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、学校長は学校事情等により、就業時間を受注者との協議のうえ、変更することができる。

11 業務履行日の変更

- (1) 発注者及び学校長は、業務上必要があると認める時に、受注者と協議の上、休業期間中等（以下「休業日」という。）に業務に従事させることができる。
- (2) 前項の規定により休業日に業務に従事させた場合、発注者及び学校長は受注者と協議の上、あらかじめ当該休業日に代わるべき日を指定することとする。

12 受注業務の履行

- (1) 受注者は、受注業務の実施担当ALTを定め、業務の主旨に従い、受注者の責任において受注業務を完遂すること。実施担当ALTについては、教育効果の観点から同一校は同一のALTが担当し、ALTの入替はしないよう可能な限り配慮すること。
- (2) 受注者の都合により当日実施担当ALTが業務の履行をできず、支障が生じる場合には、直ちにその旨を教育委員会に報告するとともに、派遣先学校の要請がある場合には、受注者は代替ALTにより、受注業務を履行すること。
- (3) 受注者の都合により、(2)による代替ALTによる業務の履行ができなかった場合、受注者は未履行分の受注業務を発注者と調整の上、業務履行期間中の他の日に履行する。

13 ALTの派遣人数

実施担当ALT29名。

14 費用負担

交通費等、業務の履行に要する一切の費用は、受注者の負担とする。

15 提出書類

履行にあたっては、受注者は発注者に以下の書類を指定された期日までに提出すること。

(1) ALT名簿

受注者はALTの候補者が決定したら、事前に発注者に労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「派遣法」という。）第35条に基づく派遣労働者の通知等を行い、ALTの要件について確認を得るものとする。

(2) 業務マニュアル

労働者派遣契約によるALT業務の指示の方法、要望・苦情の申入れ方法、緊急時の対応方法や連絡先等、履行业務の内容を説明するマニュアルについて、令和3年4月1日までに作成し、発注者に提出して承認を得ること。また、令和4年度に変更する際には、令和4年4月1日までに発注者に提出し、承認を

得ること。

(3) 本派遣業務履行月の翌月10日までに、業務の報告書を発注者に提出する。

16 実施確認・派遣代金

本派遣業務の実施確認は、報告書によって行う。また、契約金の支払いは、毎月の実施確認終了後、請求書に基づき支払う。

17 安全衛生

発注者、受注者及び派遣先学校は、派遣法第44条から第47条の2までの規定により課された責任を負う。

18 派遣労働者からの苦情の処理

発注者、受注者及び派遣先学校は、派遣業務におけるALTからの苦情申出を受けける者をそれぞれ選任し、互いに連携しながら、誠意をもって適切かつ迅速に処理するものとする。

19 その他

- (1) 業務の履行にあたり、発注者が不相当であると認める事項については、受注者は、直ちに業務改善の措置を講じなければならない。また、発注者は、業務履行に支障が生じていると判断したときは、受注者に対してALTの変更を求める場合がある。
- (2) 派遣契約期間中、受注者の提案内容に著しい虚偽が発見された場合、発注者は速やかに契約を解除できるものとする。
- (3) ALTの通勤は原則として公共交通機関を利用することとする。なお、事情により自動車等を運転して通勤する際には、学校の敷地内に駐車させないようにすること。
- (4) 職務上の災害または通勤による災害に対する補償については、受注者の定めるところによるものとし、発注者は当該ALT及び受注者に対し賠償責任等は一切負わないものとする。ただし、その発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。
- (5) 受注者は、ALTの故意または過失により、児童生徒、教職員等に損害を与えたときは、その損害を賠償する。
- (6) その他、故意、過失にかかわらず、本派遣業務履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）は受注者の負担とする。ただし、その発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。
- (7) 派遣開始にあたり、受注者はALTに対する事前研修を必ず実施するとともに、子どもの人権に配慮すべき項目等についての啓発を行うこと。また、派遣期間中も必要に応じて指導や研修を行い、ALTの技術向上に努めること。この経費については、受注者が負担する。
- (8) この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が双方協議の上、これを定めるものとする。
- (9) 令和4年度にALT派遣人数が増員となる場合は、発注者は増員分を特定随意契約により受注者に依頼する。

令和3年度札幌市立中学校外国語指導助手派遣業務その1対象校

1 対象校
市立中学校44校及び福移小学校

2 派遣方式、期間及び派遣先校数

(1) I型

- ・派遣期間：令和3年4月19日(月)～令和4年3月9日(水)
- ・派遣先校数：30校

#	学校名
N1	定山溪中学校
	藤野中学校
N2	簾舞中学校
	常盤中学校
N3	石山中学校
	南が丘中学校
N4	真駒内曙中学校
	平岸中学校
N5	中島中学校
	山鼻中学校
N6	福井野中学校
	宮の森中学校
N7	北野台中学校
	あやめ野中学校
N8	青葉中学校
	上野幌中学校
N9	もみじ台南中学校
	もみじ台中学校
N10	美香保中学校
	明園中学校
N11	八軒東中学校
	新川中学校
N12	前田北中学校
	新陵中学校
N13	手稲西中学校
	稲穂中学校
N14	丘珠中学校
	篠路西中学校
N15	福移小中学校
	上篠路中学校

- ・派遣方法：ペアとなっている2校に対し、ALTを通年派遣する。ペアはN01～N15までの15とする。派遣日については、各学級において週1回以上ALTとの授業を実施できるよう、2校間で調整した日程で実施する。15名のALTが必要となる。

(2) II型

・派遣期間：令和3年4月19日(月)～令和4年3月9日(水)

・派遣校数：14校

#	学校名
N16	北栄中学校
N17	札幌中学校
N18	東栄中学校
N19	札幌中学校
N20	札幌北中学校
N21	太平中学校
N22	光陽中学校
N23	新琴似北中学校
N24	屯田中央中学校
N25	新川西中学校
N26	篠路中学校
N27	新琴似中学校
N28	北辰中学校
N29	あいの里東中学校

・派遣方法：N16からN29までの各校に対し、ALTを通年派遣する。14名のALTが必要となる。

令和4年度札幌市立中学校外国語指導助手派遣業務その1対象校

- 1 対象校
市立中学校44校及び福移小学校
- 2 派遣方式、期間及び派遣先校数
 - (1) I型
 - ・派遣期間：令和4年4月18日(月)～令和5年3月8日(水)
 - ・派遣先校数：30校

#	学校名
N1	定山溪中学校
	藤野中学校
N2	簾舞中学校
	常盤中学校
N3	石山中学校
	南が丘中学校
N4	真駒内曙中学校
	平岸中学校
N5	中島中学校
	山鼻中学校
N6	福井野中学校
	宮の森中学校
N7	北野台中学校
	あやめ野中学校
N8	青葉中学校
	上野幌中学校
N9	もみじ台南中学校
	もみじ台中学校
N10	美香保中学校
	明園中学校
N11	八軒東中学校
	新川中学校
N12	前田北中学校
	新陵中学校
N13	手稲西中学校
	稲穂中学校
N14	丘珠中学校
	篠路西中学校
N15	福移小中学校
	上篠路中学校

- ・派遣方法：ペアとなっている2校に対し、ALTを通年配置する。ペアはN01～N15までの15とする。派遣日については、各学級において週1回以上ALTとの授業を実施できるよう、2校間で調整した日程で実施する。15名のALTが必要となる。

(2) II型

・派遣期間：令和4年4月18日(月)～令和5年3月8日(水)

・派遣校数：14校

#	学校名
N16	北栄中学校
N17	札幌中学校
N18	東栄中学校
N19	札幌中学校
N20	札幌北中学校
N21	太平中学校
N22	光陽中学校
N23	新琴似北中学校
N24	屯田中央中学校
N25	新川西中学校
N26	篠路中学校
N27	新琴似中学校
N28	北辰中学校
N29	あいの里東中学校

・派遣方法：N16からN29までの各校に対し、ALT を通年派遣する。14名のALTが必要となる。

令和3年度外国語指導助手(Non-JET ALT)派遣日カレンダー(4月19日~3月9日)

令和2年12月

4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月							
日	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	日	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	日	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	日	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	日
1	木			土			火	#28	1	木		#49	日			水	#67	1	金	#87	月	#107	水	#127	1	土	元日		火	#154	火	#172	1							
2	金			日			水	#29	2	金		#50	月			木	#68	2	土		火	#108	木	#128	2	日			水	#155	水	#173	2							
3	土			月	憲法記念日		木	#30	3	土			火			金	#69	3	日		水	文化の日		金	#129	3	月			木	#156	木	#174	3						
4	日			火	みどりの日		金	#31	4	日			水			土		4	月	#88	木	#109	土		4	火			金	#157	金	#175	4							
5	月			水	こどもの日		土		5	月		#51	木			日		5	火	#89	金	#110	日		5	水			土		土		5							
6	火	始業式		木		#10	日		6	火		#52	金			月	#70	6	水	#90	土		月	#130	6	木			日		日		6							
7	水	入学式		金		#11	月	#32	7	水		#53	土			火	#71	7	木	#91	日		火	#131	7	金			月	#158	月		予備日	7						
8	木			土			火	札幌研	8	木		#54	日	山の日		水	#72	8	金	#92	月	#111	水	#132	8	土			火	#159	火		予備日	8						
9	金			日			水	#33	9	金		#55	月	振替休日		木	#73	9	土		火	#112	木	#133	9	日			水	#160	水		予備日	9						
10	土			月		#12	木	#34	10	土			火			金	#74	10	日		水	#113	金	#134	10	月	成人の日		木	#161	木		10							
11	日			火		#13	金	#35	11	日			水			土		11	月	#93	木	#114	土		11	火			金	建国記念の日		金		11						
12	月			水		#14	土		12	月		#56	木			日		12	火	#94	金	#115	日		12	水			土		土		12							
13	火			木		#15	日		13	火		#57	金			月	#75	13	水	札幌研	土		月	#135	13	木			日		日		13							
14	水			金		#16	月	#36	14	水		#58	土			火	#76	14	木	#95	日		火	#136	14	金	3学期始業式		月	#162	月		14							
15	木			土		#17	火	#37	15	木		#59	日			水	#77	15	金	#96	月	#116	水	#137	15	土			火	#163	火	卒業式	15							
16	金			日		#18	水	#38	16	金		#60	月			木	#78	16	土		火	#117	木	#138	16	日			水	#164	水		16							
17	土			月		#17	木	#39	17	土			火			金	#79	17	日		水	#118	金	#139	17	月	#143		木	#165	木		17							
18	日			火		#18	金	#40	18	日			水			土		18	月	#97	木	#119	土		18	火	#144		金	#166	金		18							
19	月	#1		水		#19	土		19	月			木			日		19	火	#98	金	#120	日		19	水	#145		土		土		19							
20	火	#2		木		#20	日		20	火			金			月	敬老の日	20	水	#99	土		月	#140	20	木	#146		日		日		20							
21	水	#3		金		#21	月	#41	21	水	1学期終業式		土			火	#80	21	木	#100	日		火	#141	21	金	#147		月	#167	月	春分の日	21							
22	木	#4		土		#22	火	#42	22	木	海の日		日			水	#81	22	金	#101	月	#121	水	#142	22	土			火	#168	火		22							
23	金	#5		日		#23	水	#43	23	金	スポーツの日		月	2学期始業式		木	秋分の日	23	土		火	勤労感謝の日		木	#122	23	日			水	天皇誕生日		水		23					
24	土			月		#22	木	#44	24	土			火	#61		金	#82	24	日		水	#123	金	2学期終業式	24	月	#148		木	#169	木		24							
25	日			火		#23	金	#45	25	日			水	#62		土		25	月	#102	木	#124	土		25	火	#149		金	#170	金	修了式	25							
26	月	#6		水		#24	土		26	月			木	#63		日		26	火	#103	金	#124	日		26	水	#150		土		土		26							
27	火	#7		木		#25	日		27	火			金	#64		月	#83	27	水	#104	土		月		27	木	#151		日		日		27							
28	水	#8		金		#26	月	#46	28	水			土			火	#84	28	木	#105	日		火		28	金	#152		月	#171	月		28							
29	木	昭和の日		土		#27	火	#47	29	木			日			水	#85	29	金	#106	月	#125	水		29	土						火		29						
30	金	#9		日		#28	水	#48	30	金			月	#65		木	#86	30	土		火	#126	木		30	日							水		30					
31				月		#27			31	土			火	#66				31	日				金		31	月	#153							木		31				

